



## 〈イリオモテヤマネコ特集〉

### 希少野生生物保護における自治体とNPOの協働—沖縄本島の例

# NPO法人どうぶつたちの病院

NPOどうぶつたちの病院・獣医師 長嶺 隆

#### (1) イエネコによるやんばるの野生動物への影響

沖縄島北部地域、いわゆるやんばる（山原）地域はイタジイを中心とする亜熱帯林からなり鳥類、哺乳類、両生類、爬虫類、昆虫、植物を問わず琉球列島の中でも多くの固有種の宝庫といわれる。これは大陸から切り離されていく長い地史の中で琉球列島が大陸の遺伝子を保持しながら進化をとげたためである。やんばるの森の中でイエネコが現れ始めたのは30年ほど前といわれているが、当時はその生息数が少なくまだ大きな問題とはなっていなかった。しかし、森を南北に縦断する大國林道が開通した直後の1995年頃から「ノネコ」の生息が目立ち始め、大規模な林道の開通に伴い市民が車両で直接林内に入りやすくなり「飼いねこ」の遺棄が山深い部分まで行なわれやすくなつたためといわれている。

2001年12月（財）山階鳥類研究所は国頭村内の林道で発見した小型肉食獣と思われる糞の中からヤンバルクイナの羽毛を検出し、捕食者を確定するために糞のDNA解析を行いノネコであると発表した。

#### (2) ノネコの捕獲開始

2000年に開始された沖縄県によるやんばる地域の生態系保全を目的としたマングース捕獲事業によってノネコはすでに混獲されていたがイエネコの取り扱いが未整備であったため、ほとんどが放逐されていた。ノネコによるヤンバルクイナの捕食が判明したことをきっかけに環境省はやんばる地域からのノネコの排除を決定し2002年1月から捕獲事業を開始した。やんばる地域におけるノネコ捕獲は以下のような大きな特徴を持っている。環境省が鳥獣保護法における有害鳥獣駆除の対象として捕獲したノネコを沖縄県の保健所が一定期間保護収容および管理を担い、飼い主あるいは新たな飼い主が見つからない場合は沖縄県が処分するといった仕組みをとった。環境省が有害鳥獣としての捕獲したノネコが沖縄県の協力によって愛護動物として取り扱われる、法的には鳥獣保護法から始まり動物愛護法で終わるという極めて異例の措置である。この仕組みはノネコを「動物の愛護と管理に関する法律」の下で最終的に

人間が責任を持って管理すべき動物であると解釈したという意味では先駆的な取り組みとして高く評価されるべきであろう。この後、この仕組みがノネコの激減へと大きく結びつく事になる。しかし、最終的に処分の可能性があるノネコの捕獲に対して県内を問わず全国、あるいは海外の動物愛護団体から多くの抗議が寄せられ、ノネコ捕獲の問題は社会的にも波紋を広げる結果となつた。ノネコの捕獲は合意形成という大きな課題を残していた。





### (3) 地域によるネコ飼育のルールづくり

ノネコの捕獲に対して賛否用論分かれる中、沖縄島最北部の東海岸に位置する国頭村安田区（人口約200人）という集落ではネコ問題解決へ向けた取り組みが始まろうとしていた。道路の整備とともに自然豊かなやんばるの森と美しい海岸をもつ安田区は地元沖縄の人々にとって穴場的存在となり週末には多くの行楽客が訪れるようになった。このことが不法なゴミの投棄や捨てられていくペットが増えていくという問題を生み出した。住宅や敷地内への進入という人間生活への実害もさることながらヤンバルクイナを捕食するノネコは安田区でも問題となっていた。2002年、安田区活性化委員会はヤンバルクイナの保護や住環境の改善のためのネコ対策として自らの地域の飼いねこの適正飼養をルール化していくことを決定した。一方2001年ノネコによるヤンバルクイナの捕食が証明されたことを受け、2002年1月「クイナもネコ守ろう」をスローガンに「ヤンバルクイナたちを守る獣医師の会」が結成された。ノネコの元になる飼いねこの繁殖制限とマイクロチップによる飼い主の明確化、飼いねこのやんばる地域への遺棄の抑制、適正飼養の普及啓発などを柱に活動を展開した。ネコの適正飼養のルール作りを始めた安田区との連携をとり、2002年3月24日安田区の公民館を手術室に変え、区内の全ての飼いねこ（10頭）にマイクロチップ処置を実施、5頭の飼いねこに避妊・去勢手術を施した。これによって、安田区内で飼育されている全ての飼いねこは繁殖制限とマイクロチップの処置が完了した。同年5月1日、安田区は「安田区ネコ飼養に関する規則」を施行した。国内では飼いねこに特化した飼育に関する条例は19

98年に「小笠原村飼いネコ適正飼養条例」、2001年竹富町「竹富町ネコ飼養条例」が施行されていた。3番目に施行された安田区の「規則」の最大の特徴は国内では初となるマイクロチップによる登録制度で、確実に個体識別ができるため、飼い主責任が明確となったことである。これによって繁殖制限や室内飼育を含めた飼いねこの適正飼養が進み、飼いねこの遺棄を抑制する効果が現れてきた。何よりも飼い主責任が明確となるマイクロチップによる登録制度は安易な飼育が困難となった事による飼育頭数の制限につながったと考えられている。

環境省は安田区における取り組みをモデルとして2003年度から2年間ヤンバルクイナの生息域である国頭村、大宜味村、東村の3つの村を対象に「飼養動物との共生推進総合モデル事業」を実施した。このモデル事業は沖縄県に施行委任され、まず環境省、沖縄県の動物愛護行政担当部門、自然保護行政担当課、各村の担当課、獣医師会、NGOによる検討委員会を設置し、3村におけるイエネコの生息状況の聞き取り調査を行い、住民のイエネコに関する意識調査も実施した。この調査を元に3村における飼いねこの適正飼養を推進してくための実施計画をたて、2年間のモデル事業を完了した後、3村における飼いねこの適正飼養に関する条例の制定を目標に掲げた。対象となったやんばる3村には動物病院がなく、避妊や去勢手術、マイクロチップの施術は頭数が多いため、参加した沖縄県獣医師会所属の24の動物病院に搬送して実施するという体制がとられた。このモデル事業により2年間で3村で飼育されている飼いねこ約500頭に避妊・去勢手術、マイクロチップが施され、飼いねこの適正飼養を推進するた



めに公民館での公開手術や勉強会、街頭での捨て猫防止キャンペーンなどボランティアも参加して多彩な活動が展開された。同時に検討委員会では条例制定へ向けた準備が進め、モデル事業が完了した翌年の2005年4月には3村が同時に「飼いねこの愛護と管理に関する条例」を施行した。

この条例の特徴は地方自治体では初となるマイクロチップによる登録制度によって、飼いねこと飼い主のいないネコ（いわゆるノラネコ）の識別が可能となり、ノラネコの保護捕獲を明記し、新たな飼い主が決まるまで一定期間、関係機関と連携し保護収容することを可能にした点である。条例施行後の2年間で3村全体で272頭の飼い主不明ネコが捕獲され民間団体で保護収容され、232頭が新たな飼い主への譲渡されている。現在に至るまで1頭も処分されることなく活動は続いている。

#### （4）条例化による効果

安田区では2002年に「安田区ネコ飼養に関する規則」の施行後、集落内に飼い主不明のネコがいなくなり2003年からヤンバルクイナの繁殖がはじまった。時折、外部からの捨て猫が発生するものの住民のネコに対する意識が高く、見かけないネコが発見されると国頭村や沖縄県、環境省との連携により捕獲作業が実施され、迅速に摘発排除が実施されている。やんばる地域全体では3村による条例施行後のノネコの生息数は激減し、捕獲数は2000年に約200頭であったものが2007年には年間10頭のレベルまで減少している。関係機関が得意とする能力を持ち寄り、一つの仕組みを作り出した本事例は世界的にみても例を見ない速度でノネコの減少を達成し、ヤンバルクイナの生息域と生息数減少に歯止めをかけた。本事例は「人とペットと野生動物との共生」を実現する大きなヒントとなるかもしれない。

